

# 税の申告の季節です

田無庁舎 2月16日(月)～3月15日(月)  
保谷庁舎 防災センター6階(3月1日(月)～15日(月))

平成16年度の住民税の申告は市で、平成15年分の所得税の確定申告は東村山税務署で、それぞれ受け付けます。受付初日と受付締切日間は、窓口がたいへん込み合いますので、混雑する時期を避けて申告するようお願いいたします。

## 市民税・都民税の申告

申告が必要な方  
○平成16年1月1日現在、西東京市に住所があり、平成15年中に所得のあった方  
○給与所得者で次に該当する方  
勤務先から西東京市役所に給与支払報告書の提出がなかった方  
配当・地代・家賃・原稿料・年金等、給与所得以外の所得があった方  
平成16年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などを所有している方  
国民健康保険に加入している方  
所得税の確定申告を税務署

提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません  
所得がなかった方も申告をすることも、申告することにより、非課税証明書の発行、都営住宅の収入報告・シルバーパス申請などに必要となります。国民健康保険料の算定、老齢福祉年金等の支給、老人医療証の発行、介護保険料の算定などの基礎資料になります。  
申告用紙裏面の「所得のなかった方」の記載欄の当てはまる箇所に入力し、提出してください。



市民税・都民税のみの相談・申告の出張窓口受け付け

とき	ところ
2月4日(水)	新町福祉会館
2月5日(木)	保谷公民館
2月6日(金)	住吉福祉会館
2月9日(月)	芝久保公民館
2月10日(火)	下保谷福祉会館
2月12日(木)	ひばりが丘図書館
受付時間	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受け付け

とき	ところ	土・日曜日を除く
2月16日(月)～3月15日(月)	田無庁舎(2階展示コーナー)	
3月1日(月)～15日(月)	保谷庁舎(防災センター6階)	
受付時間	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	

保谷庁舎での相談窓口は、3月1日(月)からになります。2月中に相談、内容の確認を希望する方は、田無庁舎へお越しください。

市で相談とお預かることができる所得税の確定申告書は、次のとおりです。

提出のみの方：内容がすべて記入済みの申告書  
簡易な申告の方：給与所得者の還付申告や公的年金等の申告  
事業所得者で収支内訳書の作成ができていない方、土地建物等譲渡の分離申告、住宅借入金取得等特別控除などの特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。

### 税務署からのお願い

あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄などわかるところはご自身で記載した上で来署してください。  
○申告書作成会場では、タッチパネル方式の自動申告書作成機も設置していますので、ご利用ください。タッチパネルは、土地建物・株式等の譲渡所得がある方もご利用になれます。  
○「せせ税理士」にご注意ください。納税者の依頼による税務代理・税務書類の作成・相談等は、税理士の登録をしていない人はできないことになっていきますので、正規の税理士に依頼しましょう。  
○車での来署はご遠慮ください。

### 税理士会の無料相談

東京税理士会東村山支部では、小規模事業者のための無料申告相談や申告書の作成指導(譲渡所得、相続税、贈与税を除く)を行います。年金受給者の方や給与所得者等の還付申告の方もご利用できます。

とき	ところ
2月2日(月)	保谷こもれびホール・メインホール
2月16日(月)～20日(金)	田無庁舎2階・202・203会議室
2月16日(月)～2月18日(水)～20日(金)	保谷こもれびホール・小ホール
受付時間	午後1時30分～3時30分 午前9時30分～11時30分

所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署か、有料で税理士にご相談ください。

### 日曜窓口の開設

東村山税務署では、平成15年分確定申告作成のアドバイスおよび申告書の受け付けを行います。  
とき 2月22日・29日(日)  
午前9時～正午、午後1時～5時(右記の日曜日のみ)  
ところ 東村山税務署  
内容 所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成のアドバイス、申告書の受け付け  
当日の混雑状況等により、申告書作成会場の受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めにお越しください。  
土地・建物等の譲渡所得のある方など、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

## お知らせ

ファミリー・サポート・センター  
説明会・地域交流会  
ファミリー・サポート・センターのト・センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポーター会員)からなる会員どうしの相互援助活動を行っています。  
説明会  
ファミリー会員を希望する方は、出席してください。  
とき・ところ 2月9日(月)午前10時・イングリル会議室  
内容 ファミリー会員説明会と入会登録  
入会登録に必要なもの 保護者の顔写真(縦3センチ×横2.5センチ)1枚  
申込 ファミリー・サポート・センター事務局(☎4121)  
地域交流会  
地域での交流と情報交換をします。どなたでも参加できます。申込不要。子どもも同伴可。  
とき・ところ 2月19日(木)・谷戸地区会館 20日(金)・中町児童館 26日(木)・田無沢児童センター

### 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(ホームページ: www.nta.go.jp)の「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成した申告書が、税務署に提出することができ、印刷の際には、カラープリンタを使用してください。  
なお、土地・建物等の譲渡所得のある方など、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

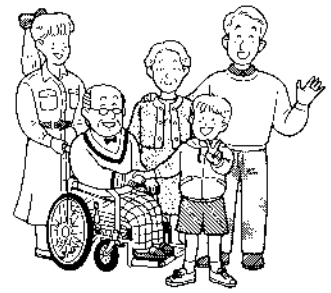
### 償却資産の申告はお済みですか

西東京市内に償却資産(事業用資産)を所有されている方は、毎年1月31日までに申告をしていただくことになっています。対象となる方で、まだ申告がお済みでない方は、至急申告くださるようお願いいたします。また、申告書をお持ちでない方は、お送りしますので、ご連絡ください。  
資産税課(☎☎内線1331)

時間はいずれも午前10時～午後5時  
参加費 100円(カップ持参)  
子育て支援課(☎☎内線1521)  
審議会等開催情報  
日程等が変更になる場合があります。  
人数は傍聴者数です。

### 保健福祉サービスの苦情についてご相談ください

福祉サービスの苦情を解決する仕組みとして、東京都福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会などの、法律により権限を与えられた機関があります。  
現在受けている福祉サービスに苦情や不満があり、「苦情をどうやって申し出るかわからない」、「事業者が取り合ってくれない」などでお困りの方には、市が行う事業に関しましては、市が行う事業に当たっては、その担当課が相談に応じています。また、担当課で解決できない場合や中立的な第三者が事業者との間に入ってほしいと望まれる場合などは、関連機関と連携して保健福祉サービス苦情調整委員会が問題解決に向けて調整を行います。  
苦情調整委員会は、弁護士、学識経験者の3人で構成され、関係者の協力を得て、調査や苦情解決に向けてあっせん案の提示等を行います。  
問合せ 権利擁護センター・あんしん西東京(☎22・8877)  
高齢福祉課(☎☎内線2331)



### 市体育館(田無庁舎隣)を建て替えます

市体育館建て替えのため、体育館の使用期間は、3月31日までとなります。利用されている団体の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。  
施設開放期間および予約サービス・申込期間  
開放期間 3月31日(水)まで  
申込期間 1か月先予約: 2月1日(日)～7日(土)  
随時予約: 2月16日(月)～当日  
新設体育館開館予定 平成18年4月  
現在市体育館使用団体で、2階に設置してあるロッカーを使用している団体は、3月末日までに荷物等の片付けおよび鍵の返却をお願いします。  
スポーツ振興課(☎☎内線2714)